



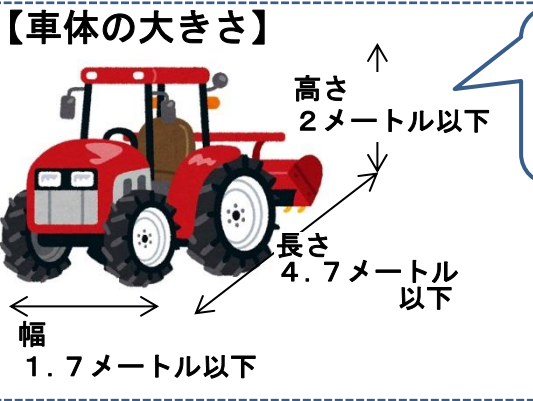
# 農機に乗る前に！



田畑等の敷地以外の道路（私道・公道）で農機（以下「農耕作業用自動車」という。）を運転するときは、以下のことを必ず確認しましょう！

## 小型特殊自動車、それとも大型特殊自動車？

小型特殊自動車



※ ただし、ヘッドガード、安全フレーム等の装置を備えた自動車については、その装置を除いた部分の高さが2メートル以下のものに限り、高さ2.8メートルまで可

十 【最高速度】  
時速15キロメートル以下

大型特殊自動車

⇒ 上記以外の農耕作業用自動車

## 必要な運転免許・ナンバー及び自賠責保険の加入は？

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
必要な運転免許	原付以外のいずれかの免許 (小型特殊、普通二輪、大型二輪、普通(一種・二種)、大型(一種・二種)など)	大型特殊(一種・二種)の免許のみ
必要なナンバー	<p>最高速度が時速35キロメートル以上の農耕作業用自動車は以下の①を、その他の農耕作業用自動車は以下の②を表示しなければなりません。</p> <p>① 陸運局発行の自動車登録番号票 例) </p>	<p>② 自治体発行の課税標識 例) </p>
自賠責保険の加入	<p>最高速度が時速35キロメートル以上の農耕作業用自動車は、自賠責保険に加入しなければなりません。</p> <p>その他の農耕作業用自動車については、加入義務はありません。</p>	

※ 以上の車両区分は、道路交通法に基づくものですが、表中の「必要なナンバー」と「自賠責保険の加入」の欄については、道路運送車両法の車両区分に基づく区分けとなっています。